

新規及び切替発給申請時に必要な書類

※前回旅券の有効期限が切れている場合は、新規申請となります。
 ※記載事項変更、査証欄の増補を申請される場合は、事前に旅券センターまたは市町村窓口へお問い合わせください。

1. 一般旅券発給申請書

※記入例参照(2~3ページ)

1通

- 申請書用紙には10年旅券用と5年旅券用があります。
 (申請時に20歳未満[※]の方が申請できるのは、5年旅券のみです。)
 (※令和4年(2022年)4月1日から、「20歳未満」が「18歳未満」に変更されます。)
- 申請書用紙は各申請窓口のほか、外務省HPからダウンロードして作成・印刷することもできます。

2. 戸籍謄本または抄本

*提出の日前6ヶ月以内に発行されたもの
 (コピーは不可)※本籍地のある役場で取得。
 *未成年者は戸籍謄本に限る。

1通

- 同一戸籍の複数の方が、同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。
- 未成年者および一時帰国者は省略できません。
- 有効期間中の旅券をお持ちで氏名や本籍地都道府県に変更がない方は、省略可。
 (申請書の本籍地には地番まで記入する必要がありますので、正確な本籍を調べておいてください。)

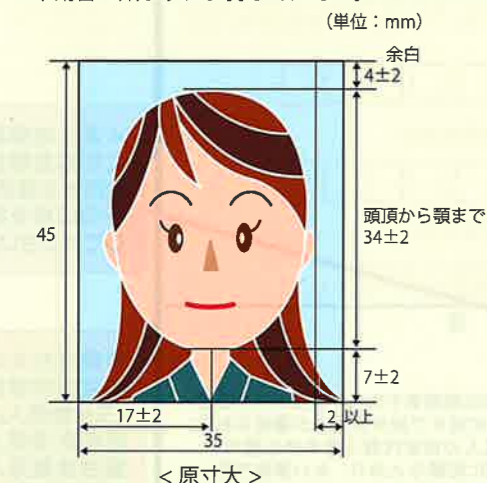
3. 写真

*6ヶ月以内に撮影されたもの
 *申請書に貼らずにお持ちください。

1枚

パスポート用写真の規格は国際基準に従い定められています。

規格に合わないものは撮り直していただく場合があります。
 ※デジタルカメラ等でご本人が撮影した写真は規格を満たさない場合が多いため、なるべく写真店等でパスポート用と指定してお撮りください。



- 縦4.5cm×横3.5cm(ふちなし)。左図の各寸法をみたしたものの。
 ※カラー、白黒どちらでも可。
- ***正面向き、無帽、無背景(影がない)のもの。**
- *目元がはっきり確認できること。(前髪や眼鏡の縁が目にかかっていないこと。カラーコンタクトレンズや瞳の輪郭を強調するコンタクトレンズは取外す。眼鏡のレンズが照明に反射する場合は眼鏡を外す。)

【受付できない例】

- ・変色、傷、汚れのあるもの、アプリ等で加工されたもの、デジタル写真等で画質が粗いもの、写真専用紙以外に印刷したもの。
- ・人物と背景の境界がはっきりしないもの(色、明るさが適当でなく区別が付きにくいもの、髪の色が背景等同色等)
- ・ヘアバンドや大ぶりの髪飾り、イヤホン、口・鼻ピアス、絆創膏等で顔や頭の器官が隠れるもの、髪などで輪郭が隠れるもの。
- ・口角が上がるなど平常の顔貌と異なるもの。
- ・その他、容易に人物が特定できないもの。

4. 本人確認の書類

*有効な原本(コピーは不可)
 *代理申請をする場合、申請者本人と代理提出人のそれぞれの本人確認書類が必要です。

- (1) Aをお持ちの方は、Aの中より1点を提示 **A**
- (2) Aをお持ちでない方は、Bの中より2点を提示(提出) **B B**
- (3) Bを1点しかお持ちでない方は、BCの組み合わせ2点を提示(提出)
 (※Cだけの2点は不可) **B C**

- A**
- 日本国旅券(有効、または期限切れ6ヶ月以内のもの)
 - 個人番号(マイナンバー)カード(写真付きの原本、通知カードは不可)
 - 運転免許証(仮運転免許証含む) 海技免状
 - 運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの) 船員手帳
 - 小型船舶操縦免許証 無線従事者免許証
 - 官公署等職員証(写真付き) 戦傷病者手帳
 - 身体障害者手帳(偽造防止、写真付き) 電気工事士免状
 - 住民基本台帳カード(写真付き) 宅地建物取引士証

- B**
- 健康保険証(健保・国保・船員・共済) 年金手帳・証書(国民・厚生・船員保険・共済)
 - 後期高齢者医療保険証 印鑑登録証明書及びその印鑑(実印)
 - 介護保険被保険者証 生活保護適用(受給)証明書

- C**
- 期限切れ6ヶ月を経過した日本国旅券 社員証・学生証(写真付き)
 - 所得証明書 雇用保険被保険者証
 - 福祉医療費(乳幼児・子ども・母子家庭・老人・重度障害者)受給者証
 - 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 在学証明書 離島割引カード
 - 本籍地発行の身分証明書 療育手帳 母子健康手帳(小学生以下)

* (写真付き)は、発行者の割印、刻印があるもの又はプレス処理されたもの。

5. 前回取得した日本国旅券

*有効期間中の旅券を切り替える場合は、有効旅券の提出がないと申請できません。
 *失効旅券をお持ちの方は、できるだけ直近の旅券をお持ちください。

6. その他必要な書類

- 申請の1週間以内に転居された方、沖縄県内に住所がない方は住民票を提出してください。
- 外国式表記をご希望の方は外国の公的機関が発行したスベルの確認できる書類が必要です。(外国旅券、IDカード、出生証明書等)
- 必要に応じ、申請者本人に直接窓口において事情説明書等の記入及び状況の確認のための書類提出をお願いする場合があります。

旅券(パスポート)の申請案内

申請について

沖縄県で申請できる方

- 日本国籍を有し、原則として沖縄県内に住民登録されている方で、次の①~④いずれかに該当する場合
- ① 現在有効な旅券を持っていない場合
 - ② 旅券の残存期間が1年未満となった場合
 - ③ 旅券の査証欄に余白がない場合
 - ④ 旅券の記載事項(都道府県、氏名、性別)に変更がある場合
- ※②~④の切替申請の場合、旅券番号が新しくなります(旧旅券の残存期間は切捨)。

新規及び切替発給申請時に必要な書類 4頁をご覧ください。

未成年者(20歳未満[※])が申請する場合

※令和4年(2022年)4月1日から「20歳未満」が「18歳未満」に変更されます。

親権者又は後見人の署名が必要です。(申請書裏面)
 ※親権者又は後見人が遠方に在住の場合は、①「旅券申請同意書」(署名あり)②封筒(申請者あて)を提出してください。

代理提出について

- ・住民登録のある市町村窓口で申請する場合は代理提出が可能です。受け取りは必ずご本人となります。
- ・委任状(申請書裏面)が必要となります。(※法定代理人が提出する場合は不要)
 (代理提出できない場合;居所申請(住民登録のない窓口での申請)、一時帰国、刑罰等関係当事者、紛失届、前回未交付の方等)

県内に住民登録がない方の申請について

①長期出張者、②学生、③一時帰国者、④船員などの場合は、申請できる場合がありますので事前にお問い合わせください。 ※代理提出不可

有効旅券を紛失した場合

必ず事前にご相談ください。 ※代理提出不可

前に旅券を申請後受け取られなかった方

必ず事前に申し出てください。 ※代理提出不可

受取について

■受け取り時に必要なもの *旅券(パスポート)の受け取りは必ず本人がお越しください。

- ①一般旅券申請受理票(引換券)
- ②手数料(下表の収入印紙、沖縄県収入証紙をご用意ください)

種別	合計	手数料		交付に要する期間(土日、祝祭日除く)	
		収入印紙	沖縄県収入証紙	旅券センター(那覇市、糸満市)	窓口のある市町村
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円	申請日から6日目	申請日から10日目
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円		
12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円	申請日から6日目	申請日から6日目
変更旅券 ^(※1)	6,000円	4,000円	2,000円		
査証欄増補 ^(※2)	2,500円	2,000円	500円	※諸事情により交付日が延びる場合があります。	
※購入場所		郵便局等	銀行等	※旅券センターでは同フロア売店で購入できます。	

*旅券は発行日から6ヶ月以内に受け取りがない場合失効し、交付できなくなります。

受付窓口

・那覇市、糸満市に住民登録している方(居所のある方)は、県旅券センターでの申請となります。
 ・那覇市及び糸満市以外の市町村に住民登録している方(居所のある方)は各市町村役場が窓口となります。
 ※申請書の「刑罰等関係」に該当する方の受付は旅券センターが窓口となります。必ず旅券センターへお問い合わせください。

*月~金(土、日、祝祭日、年末年始、慰霊の日(6/23)を除く)

窓口	電話番号	申請受付時間	旅券受取時間	昼休み
旅券センター	098-866-2775	8:45~16:30	8:45~17:00	—

窓口のある市町村 市町村パスポート窓口へお問い合わせください。

長期休暇(夏休み、年末年始、春休み、ゴールデンウィーク等)前・休暇中は、大変混雑しますので、余裕のある方はそれ以外の時期のご来所をおすすめします。
 また、午前中が比較的待ち時間が短いのでおすすめです!



旅券センター 那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎)



記入例とご注意

- 申請書は機械で読み取りますので折り曲げたり汚したりしないでください。
- 指定の枠内に黒インク又は黒ボールペンで記入してください(消せる(消える)ものは使用不可)。
- 記入ミスは二本線で消して訂正してください(修正液使用不可)。ただし「所持人自署欄」は訂正できません(所持人自署を誤った場合は新しい申請書に書き直し)。
- の箇所は、必ず申請者本人が署名または記入してください(申請者以外の方が記入した場合や、記入漏れの場合は受付不可)。**
- ※一度登録した氏名表記(ヘボン式ローマ字)は変更できません(戸籍上の氏名変更を除く)。

[注:申請書中「20歳」は、令和4年(2022年)4月1日から「18歳」に変更されます。]

5年用

一般旅券発給申請書

新規・切替 (20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日	受理番号
窓口記入欄	この欄には記入しないでください。
有効期間	発行年月日 交付年月日
写真	氏名 (左詰めで記入)
所持人自署	性別 生年月日
住所	本籍
現住所	旅券番号
日本国内の緊急連絡先	国籍
刑罰等関係	現在外国の国籍を有していますか。

※このまま旅券(パスポート)に転写されます。

※小学生以上の方は、必ず申請者本人が枠内に署名(日本字(ひらがな、カタカナ)、ローマ字可)。

※乳幼児(小学校入学前)で署名することができない場合は、親権者が代筆し、代筆者名を枠の下欄に記入してください。

代筆記入例
山田花子
山田裕子(母)代筆
Hanako Yamada
by Y. Yamada(Mother)

※身体が不自由等で自署が困難な方は事前にご相談ください。

【不適当な例】
×枠からはみだしているもの

山田花子

×二段になっているもの

Hanako Yamada

×なぞっているもの、二重書き

山田花子

×インクが薄かったりかすれたもの

山田花子

戸籍どおりに正確に記入。

「ある」「ない」どちらかに✓印をつける。

住民票どおりの住所(居所申請の場合は都道府県名も)記入。

確認事項など問い合わせますので、対応可能な連絡先を記入。

渡航中の緊急時に連絡がとれる方を記入(一緒に渡航しない人)

申請者本人又は法定代理人が該当する□に✓印をつける(「はい」がある方は申請前にご相談ください)。

ヘボン式ローマ字 (間違えやすい綴り方)

シ TSU FU O JI ZU SHA SHU SHO JA JU JO
SHI TSU FU O JI ZU SHA SHU SHO JA JU JO
チ CHI ゼ ZU チャ CHA チュ CHU チョ CHO

(参考/綴り方の例)

ジェ→JE ティ→TEi デイ→DEI デュ→DEYU ファ→FUA フィ→FUI フェ→FUE フォ→FUO
ヴア→BUA(又はBA) ヴィ→BUI(又はBI) ヴェ→BUE(又はBE) ヴォ→BUO(又はBO)
(撥音) B, M, Pの前では、Nの代わりにMを置く。
ナンバNANBA フテンマFUTEMMA サンペイSAMPEI
(促音) 子音を重ねて示す。
ハットリHATTORI キックワKIKKAWA ベッショBESSHO
ただし、(チCHI, チャCHA, チュCHU, チョCHO)音に限りその前にTを加える。 ホッチHOTCHI ハッチョウHATCHO
(長音)「おお」または「おう」「ゆう」の場合
オオシロOSHIRO キンジョウKINJOU ユウコYUKO (Oの代わりに、本人の希望によりOH, OO, OU, UUの長音表記も可能)

出発予定日 令和 年 月 日 ※主要渡航先での滞在期間 □3ヶ月未満 □3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① **この欄は、①②のいずれかの該当する方のみ記入してください。** (コードを記入してください)

渡航目的
②の場合、二重発給が必要な理由を記入

国籍

氏名 (別名を含む)

住所 (別名を含む)

外務大臣 殿 令和 年 月 日
大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など) 署名

本人確認欄

官公庁記載欄

申請書類等提出委任申出書

この欄には記入しないでください。

※本人確認書類に印鑑登録証を使用する場合は、その印鑑を押印してください。

申請者が未成年の場合は親権者(又は後見人)、成年被後見人の場合は後見人の署名が必要。
※父親が署名する場合は父親の氏名、母親が署名する場合は母親の氏名を記入。
※子供の姓が親権者と異なる場合は親権者の戸籍が必要になります。

代理提出の場合は必ず記入してください。

必ず申請者本人が記入。
※乳幼児等で代筆が必要な場合は、申請者署名の代筆記入

代理の方が記入。
※代理の方の本人確認書類(運転免許証等)も必要です。